

## 越谷市ホームページ広告掲載に関する基準

平成18年8月22日 市長決裁

平成23年1月17日 一部改正

平成29年2月 1日 一部改正

平成29年9月29日 一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号。以下「要綱」という。）に基づく越谷市ホームページへの広告の掲載（要綱第14条の2の規定に基づき、広告取扱事業者に越谷市ホームページに掲載する広告掲載に関する業務を行わせる場合を除く。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 越谷市ホームページ 市が管理し、及び公開するホームページで <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/> で始まるもののうち、携帯電話専用ホームページを除くものをいう。
- (2) 広告 広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等を識別可能な画像又は文字で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、越谷市ホームページで、市が指定する位置とする。

(掲載する広告数)

第4条 越谷市ホームページに掲載する広告数は、16枠を上限とする。

ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画像 静止画像
- (2) 大きさ 縦60ピクセルかつ横110ピクセル
- (3) データ形式 GIF形式又はJPEG形式

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、年度を越えることはできない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1か月につき30,000円とする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、要綱第11条に定めるところにより、広告の掲載期間中であっても、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、広告の掲載を取り消したときは、取消理由を付した書面により、広告主に通知するものとする。
- 3 広告の掲載を取り消した場合においては、広告主に対する補償は、行わないものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 市長は、広告主の責めに帰さない事由により2日を超えて広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じた広告掲載料に相当する額を還付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、越谷市ホームページの運営を一時停止したときは、広告掲載料の還付は行わないものとする。

(広告の変更)

第10条 広告主は、広告の掲載期間が複数月のときは、1か月単位で当

該広告の内容を変更することができる。

(リンク先の変更)

第11条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、当該変更をする7日前までに、市長に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、要綱第14条に定めるところにより、広告の内容及びリンク先のホームページの内容その他広告に関する全ての事項について、一切の責任を負わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月17日市長決裁)

この基準は、平成23年1月17日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日市長決裁)

(施行期日)

1 この基準は、平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の越谷市ホームページ広告掲載に関する基準の規定は、平成29年4月1日以後に掲載する広告から適用し、同日前に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年9月29日市長決裁)

この基準は、平成29年11月1日から施行する。